

ジューンブライド

皆さんはジューンブライドという言葉を知っていますか？ちよと今月、6月の結婚を意味します。古くからヨーロッパでは6月に結婚すると、生涯幸せな結婚生活が送れるという言い伝えがあります。

しかし、日本の6月といえば梅雨の時期です。かつてジューンブライドという言葉が知られていなかった頃は、この時期を避けて結婚式を行うカップルが多く、式場はどこも閑散としていたようです。昭和40年代前半頃にこの状況に困ったホテル業界やブライダル業界が、ヨーロッパのロマンティックな言い伝えを広めていったといわれています。そして現在、この時期はさまざまなメディアで結婚の特集が組まれることもあり、ジューンブライドの認知度はかなり高まっていることが分かります。

に女性が6月を選んだ理由として、「ジューンブライドは憧れだから」という回答の割合が高くなっています。

それでは、実際に6月に結婚するカップルはどのくらいいるのでしょうか？厚生労働省が毎年行っている人口動態調査によると、平成27年度の月別婚姻件数で、6月は12カ月中11位でした。（ちなみに1位は3月、2位は11月、3位は12月）少しさかのぼってみても、26年度は8位、25年度と24年度は9位と上位ではありません。婚姻届の提出と結婚式の開催が必ずしも同じ月とは限りませんが、世間の盛り上がりとはギャップがあるように感じます。

しかしながら、このロマンティックな言い伝えが、大事な人生の門出に花を添えるものであることは間違いありません。伝統や縁起を担ぐことを大切にする日本人の結婚式における重要な選択肢のひとつとして、これからも親しまれていくのではないのでしょうか。

〈他人事じゃない!? 怖〜いトラブル〉

消費生活のお話

まちづくり推進課(内線185)

相談急増!

実際にある会社名の架空請求メール

(事例)

大手のネット通販会社やゲーム会社など、誰もが知っている実際の会社名で、「サイト利用に関わる未納料金が発生。今日中に連絡しないと法的手段を取る」という内容のメールがきたという相談が急増しています。

相談者には身に覚えがない請求でも、以前にサイトを利用したことがあった場合「もしかしたら」と思ってしまうことや、大手事業者が「まさかおかしな請求をしてくないはず」と思い、相手に連絡をしようということがあります。

電話をすると、「利用している。支払う必要がある」と言われ、個人情報も聞かれます。料金の値引きや後日返金を提案されることもあります。

身に覚えのない請求は支払う必要はありません。架空請求の対処法は電話をしないことです。万が一連絡をしても、お金を支払う前に相談してください。

プリペイドカードを買ってきただけは詐欺! (警察庁/金融庁/消費者庁発表)

お金をだまし取る手口に、コンビニで購入するプリペイドカードが利用されています。ご注意ください。

消費生活相談窓口

日時 月～金曜日 午前9時～午後4時 (予約優先)

場所 市役所1階 まちづくり推進課

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

